

解約・休止に伴う注意事項

●解約・休止でのテレビ視聴状態について

- 民間放送・NHK・自主放送(iチャンネル等)のすべてが停波します。

ケーブル配線での放送が止まるため、テレビは視聴できなくなりますのでご注意ください。

※加入後6か月以内のご解約の場合、違約金が発生いたします

※ご自宅にてパラボラアンテナ等の設備がある場合、一部ご視聴可能な場合もあります

※解約するとNHK地上波が視聴できなくなります。NHKのご解約等のご相談は直接NHKへご連絡ください

- 利用料につきましては、解約・休止いずれのお手続きでも、弊社受付日の属する月までのご請求となります。日割り料金はございませんのでご了承ください。

●解約について

- 解約後のテレビ視聴については、お客様のご負担によるアンテナの設置や、宅内配線のつなぎこみなどが必要な場合があります。お近くの電器店様へご相談ください。

※ケーブル取外後、テレビ視聴のための工事が発生した場合お客様のご負担となります

- 機器の撤去を行う場合、工事の際はお立会いをお願いしております。
- 再度ご加入される場合には、加入金・工事費をいただきます。

※解約時に光ファイバーの撤去を同時に行っている場合、再設置には光ファイバー・ケーブルテレビ共に、新規設置相当の工事費が必要となりますのでご注意ください

●休止について

- 休止・再開をしていただく際に、加入金・工事費は不要です。お立会いの必要な工事はありません。

※配線等が休止時と同じ状態に保たれている場合のみ。配線等に変更があり視聴に配線工事等が必要な場合、作業(実費)が必要です

- 再開を希望の際は、再開希望日の3日前までにご連絡ください。
- 再開日の属する月から利用料が発生いたします。 ※日割り料金はございませんのでご了承ください

●STB(ケーブルテレビ専用デジタルチューナーでのBS/C/S視聴)をご利用の場合

- レンタル品のため、STB(デジタルチューナー)一式の返却が必要となります。
- STBの解約時はSTB本体と付属品(リモコン・電源コード等)を窓口までお持ちください。

なお回収に伺う場合は回収費用をいただきます。(回収費用 ¥2,200/台)

※回収費用は解約月の翌月に請求させていただきます

| | 解約 | 休止 |
|--------|------------------------------|-----------------------------|
| TV利用 | 民放局・NHK・独自放送含めて停波 | |
| 最低利用期間 | 6か月 ※最低利用期間内での解約・休止の場合、違約金発生 | |
| 利用料 | 解約日(解約受付日)の属する月まで必要 ※日割りなし。 | 休止日(休止受付日)の属する月まで必要 ※日割りなし。 |
| 加入権 | 消滅 ※再加入時には加入金が必要 | 継続 |
| 撤去工事 | 要 ※撤去については状況により別途ご案内 | 不要 ※接続の変更等があった場合工事が必要な場合有 |
| 撤去工事費 | V-ONUのみ撤去時 ¥3,300 | 不要 |
| | 告知機器との同時撤去時 ¥0 | |
| 立会 | 要(撤去工事時) | 不要 |
| 再開 | 不可 ※再加入必要 | 可 ※電話等にて再開連絡必要 |
| STB | 解約 ※機器返却必要 | 解約 または 利用継続 ※利用継続時機器使用料必要 |

その他ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください

